

**『エイジレス80 コネクト』
バージョンアップ資料
(業務編 Ver. 2.006～2.012)**

2023 年 2 月 21 日

NRI 社会情報システム株式会社

もくじ

1. バージョンアップ内容 (Ver. 2.006～2.012)	1
2. 令和5年4月運用開始の会員の性別「未回答」への対応	3
3. インボイス制度 課税事業者登録会員の対応	5
【会員に「課税事業者登録番号」を追加】	6
【旅費交通費に消費税率を追加】	7
【調整額登録に消費税率を追加】	8
【配分金仮計算の計算条件へ立替材料費の消費税に関する設定を追加】	10
【配分金集計表へ消費税課税対象額を集計表示】	12
【課税事業者登録会員の配分金明細書の印字対応】	14
4. Smile to Smile の対応	17
【ログイン情報通知書の SMS 送信機能追加】	17
【初回ログイン時のメールアドレス登録必須解除機能の追加】	18

1. バージョンアップ内容 (Ver. 2.006～2.012)

今回のバージョンアップでは、主に以下の機能追加を行いました。

- 令和5年4月より、入会申込書の記載事項における性別欄の記載について無記入も認める運用に変更されることに伴い、会員の性別の選択肢へ「未回答」を追加しました。
- インボイス制度に関して、課税事業者登録会員に対する対応および会員への支払消費税を管理するための対応を行いました。

機能別の変更内容については、下記<<バージョンアップ内容一覧>>をご覧ください。

<<バージョンアップ内容一覧>>

分類	メニュー・帳票	改善内容	頁
会員・会費	会員管理	性別の選択肢へ「未回答」を追加しました。	P3
		(◆ インボイス制度対応) [課税事業者登録番号]を追加しました。	P6
	仮会員管理	性別の選択肢へ「未回答」を追加しました。	P3
	特別会員管理	性別の選択肢へ「未回答」を追加しました。	P3
配分金	配分金仮計算	(◆ インボイス制度対応) 計算条件へ[会員の立替材料費を消費税課税対象額に:する/しない]を追加しました。	P10
	配分金集計表	(◆ インボイス制度対応) 会員集計表に配分金など支払項目ごとに、免税/課税会員別・消費税率ごとの課税対象額を集計表示するようにしました。 請求集計表に配分金など請求項目ごとに、消費税率ごとの課税対象額を集計表示するようにしました。	P12
	調整額登録	(◆ インボイス制度対応) 調整額(調整額控除)に対して消費税率が設定できるようになりました。 また、同一会員に対して複数行の登録ができるようになりました。	P8
	・調整額入力結果一覧表 ・調整額入力結果データエクセル変換	(◆ インボイス制度対応) 調整額登録に消費税率が追加されたことに伴い、消費税率を追加しました。	P9

分類	メニュー・帳票	改善内容	頁
配分金	配分金明細書	(◆ インボイス制度対応) 課税事業者会員の配分金明細書へ、適格請求書と同等の一定事項(課税事業者登録番号、消費税に関する内容等)が印字できるようになりました。	P14
オプション	旅費交通費管理 (会議管理)	(◆ インボイス制度対応) 旅費交通費に対して消費税率が設定できるようになりました。	P7
	旅費交通費管理 (会議実績入力確認表)	(◆ インボイス制度対応) 旅費交通費に消費税率が追加されたことに伴い、消費税率を追加しました。	P7
	Smile to Smile	下記2点機能が追加しました。 ・ログイン情報通知書の SMS 送信機能追加 ・初回ログイン時のメールアドレス登録必須化解除	P17

2. 令和5年4月運用開始の会員の性別「未回答」への対応

令和5年4月より、入会申込書の記載事項における性別欄の記載について無記入も認める運用に変更されることに伴い、会員の性別の選択肢へ「未回答」を追加しました。

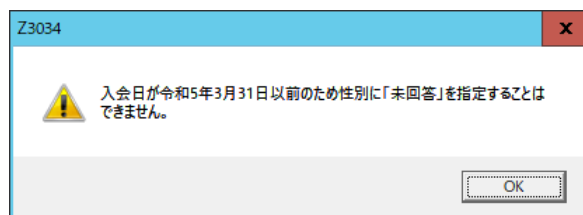
(会員、仮会員、特別会員)

<例：会員管理>

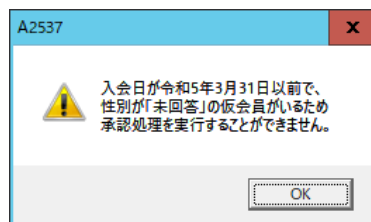
■ 性別「未回答」入力時の制限事項

- ① 性別「未回答」の入力ができるのは、入会日が「令和5年4月1日」以降の会員です。

入会日が「令和5年3月31日」以前の会員（会員・仮会員・特別会員）について、「未回答」を入力した場合は、下記のエラーメッセージが表示されます。

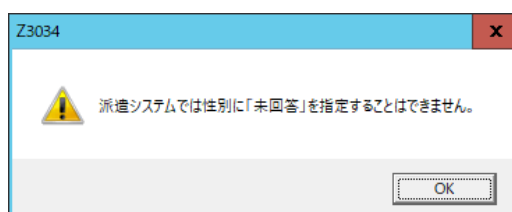


性別が「未回答」の仮会員については、承認時に入力した入会日が「令和5年3月31日」以前の場合、下記のエラーメッセージが表示され、承認処理は実行されません。



- ② 派遣就業する会員（＜派遣1＞タブで「派遣就業する」にチェックを入れた会員）については、性別が派遣法上、法定の通知事項となっているため、「未回答」を入力することはできません。

(入力しようとした場合は、下記のエラーメッセージが表示されます。)



■ 男女別に集計される帳票について

性別「未回答」の会員については、合計のみ計上されます。

性別「未回答」の会員がいる場合は、男女を足した人数と、合計の人数は不一致になります。
(「未回答」の人数分、合計が多くなります。)

<例：会員名簿>

会員名簿							
並び順：【会員番号】							
令和 5年 2月 3日 13時50分作成 1/1頁							
会員番号	会員氏名	住所 1	生年月日	年齢・性別	希望する仕事の内容 1	希望する仕事の内容 4	
支部コード	か氏名	住所 2	E-mail 1		希望する仕事の内容 2	希望する仕事の内容 5	
地域班コード	電話番号	住所 3	E-mail 2		希望する仕事の内容 3	就業意向内容	
354	野村 かおり	東京都野村区ひばり台	昭和25年 3月15日	72 女	屋内清掃作業		
本部			昭和24年 2月17日	73 男	家庭教師		
			昭和25年 5月 1日	72	未回答 包装・梱包作業		
			昭和30年 4月 1日	67 女	宛名書き		
本部							
野村地区		090-0000-0000					
総合計：				男：	1人	女：	2人
				合計：		4人	

「未回答」が1名いるので、
男女を足した人数（1人+2人=3人）
より、合計の人数（4人）が1名多
くなります。

■ 性別「未回答」の会員の検索

会員検索条件で「性別」を「未回答」に設定して検索することができます。

【会員】- 検索条件

会員・会費(K) 発注者(H) 受注(J) 就業報告・請求(S) 未収・入金(M) 配分金(V) 統計(T) 分析・事業(B) オプション(O) 管理(X) カスタマイズ(Y) スペシャル(Z)

検索実行 クリア 閉じる 選択 検索 前回条件 呼出 登録

検索項目移動 検索条件/パターン

条件1 条件2 条件3 条件4 条件5 条件6 条件7 条件8 NOT条件1 NOT条件2

会員番号 (部分一致) 氏名 (前方一致) 性別 未回答 (部分一致) 電話番号 (部分一致) 携帯電話番号 (部分一致)

生年月日 昭和 歳 基準日 令和 05年02月03日

誕生日 住所文字 (部分一致) 郵便番号

支部コード 地域班コード

入会日 令和 入会動機

入会経路 退会会員 退会日 退会理由

退会理由 基準日 令和 05年02月03日

nomura 野村市(本部)

3. インボイス制度 課税事業者登録会員の対応

インボイス制度に関して、課税事業者登録をした会員に対する対応および会員への支払消費税を明示・通知するための対応を行いました。

■ 課税事業者登録会員および会員への支払消費税の明示・通知に関する対応一覧

下記の画面・処理について、対応を行いました。

詳細については、それぞれのページをご覧ください。

画面・処理	対応内容	説 明	頁
会員	課税事業者登録番号を追加	課税事業者登録をした会員を登録するため、[課税事業者登録番号]を追加しました。	P6
旅費交通費管理	消費税率を追加	旅費交通費に対する消費税率を指定するため、[消費税率]を追加しました。	P7
調整額登録	消費税率を追加	調整額登録（調整額控除）に対する消費税率を指定するため、[消費税率]を追加しました。	P8
↓ 以下は、 <u>適格請求書利用開始後</u> (「業務管理」の[適格請求書利用:する]に設定後)(※)よりご利用いただけます。			
配分金仮計算	計算条件へ立替材料費の消費税に関する設定を追加	計算条件へ [会員の立替材料費を消費税課税対象額に:する/しない] を追加しました。	P10
配分金集計表	各項目の消費税課税対象額を集計表示	配分金など支払項目ごとに、免税/課税会員別・消費税率ごとの課税対象額を集計表示するようにしました。	P12
配分金明細書	課税事業者登録会員の配分金明細書へ適格請求書と同等の一定事項を印字	課税事業者登録会員の配分金明細書へ、適格請求書と同等の一定事項（課税事業者登録番号、消費税に関する内容等）が印字できるようになりました。	P14

※ 適格請求書の利用設定については、

弊社ホームページ(<https://www.nri-social.co.jp/a80/>) >

バージョンアップのお知らせ>

2022年10月17日:【コネクト】バージョンアップ資料(業務システム Ver. 1.073-2.005)のP9をご覧ください。

【会員に「課税事業者登録番号」を追加】

課税事業者登録をした会員の登録番号を入力するため、会員画面に「課税事業者登録番号」を追加しました。

課税事業者登録をした会員は、＜会員 3＞タブの「課税事業者登録番号」を入力します。

「課税事業者登録番号」を入力した会員は、データ上、課税事業者の会員となり、下記の画面・帳票で、集計方法・印字内容が変わります。

画面・帳票	内容	頁
配分金集計表	課税事業者として集計されます。	P12
配分金明細書	課税事業者としての印字内容になります。	P14

◆ 「課税事業者登録番号」入力時の注意！

「課税事業者登録番号」に文字が入っていると、課税事業者登録会員となるため、課税事業者登録をした会員以外は、「課税事業者登録番号」に何も入力しないようにしてください。

【旅費交通費に消費税率を追加】

旅費交通費へ「消費税率」を追加し、旅費交通費の支払いに対して消費税率が設定できるようになりました。

■ 消費税率の設定

明細行ごとに消費税率を設定します。

【会議】登録・変更・照会・削除

会員・会費(K) 発注者(H) 受注(J) 就業報告・請求(S) 未収・入金(M) 配分金(V) 統計(T) 分析・事業(B) オプション(O) 管理(X) カスタマイズ(Y) スペシャル(Z)

検索条件: クリア 保存 閉じる 一括設定

会議番号: 5 2月地域班長会議

会議名: 2月地域班長会議 備考:

開催日: 令和 05年02月10日

開催支部: 本部

会議コード: 地域班長会議 開催区分:

費用コード: 最終更新者ID: 更新日時:

会員番号: 行削除 会員検索 会議合計金額: 2,000

会員番号	会員氏名	単価	数量	金額	諸経費	合計金額	支払証明額	消費税率	支払年月	支払理由
2	野村 一郎	500	1	500	0	500	加算する	10%	令和 05年02月	2月地域班長会議
6	野村 夏実	500	1	500	0	500	加算する	10%	令和 05年02月	2月地域班長会議
12	野村 五郎	500	1	500	0	500	加算する	10%	令和 05年02月	2月地域班長会議
19	野村 勝	500	1	500	0	500	加算する	10%	令和 05年02月	2月地域班長会議

① 会員の行追加時は、「業務管理」の「消費税率初期値」に設定されている消費税率が初期設定されます。

初期設定された税率以外を設定したい場合のみ、該当の明細行の消費税率を変更してください。

② 「支払年月」が令和4年4月以降については「消費税率」が必須入力項目となります。

③ 「支払年月」が令和4年4月以降の登録済みの旅費交通費登録については、バージョンアップ時に消費税率「10%」を設定しています。

■ 会議実績入力確認表

旅費交通費に「消費税率」が追加されたことに伴い、消費税率を追加しました。

会議実績入力確認表										
出力順: 【会員番号順】⇒【入力順】							令和 5年 2月 6日 10時11分作成 1/1頁			
会議番号	会議名	開催日	開催支部	会議コード	費用コード	開催区分	最終更新者ID	最終更新年月日		
会員番号	会員氏名	単価	数量	金額	諸経費	合計金額	支払証明額	消費税率	支払年月	支払理由
5	2月地域班長会議	令和 5年 2月 10日	本部	地域班長会議					nomura	令和05/02/06
2	野村 一郎	500	1	500	0	500	加算する	10%	払い	令和 5年 2月 新規
6	野村 夏実	500	1	500	0	500	加算する	10%	払い	令和 5年 2月 新規
12	野村 五郎	500	1	500	0	500	加算する	10%	払い	令和 5年 2月 新規
19	野村 勝	500	1	500	0	500	加算する	10%	払い	令和 5年 2月 新規
会議計:		4 件	4 人	2,000	0	2,000				

【調整額登録に消費税率を追加】

調整額登録（調整額控除）へ［消費税率］を追加し、調整額に対して消費税率が設定できるようになりました。

また、同一会員に対して複数行の登録ができるようになりました。

■ 消費税率の設定

- (1) 配分金仮計算画面の **調整額** ボタンをクリック後、調整額（控除額）を入力し、それに対する［消費税率］を設定し、**保存** ボタンをクリックします。

※［調整額］は、控除する金額を入力する欄なので、入力した金額は支払額から差し引かれます。マイナス金額を入力すると、支払額が増えます。

会員番号	会員氏名	支払区分	調整前支給額	調整額	調整後支給額	調整理由	消費税率	加順	配分金	追加配分金	交通費等
7	野村 愛子	銀振	12,000	2,000	10,000	令和3年度の会費分として	0%	-	12,000	0	0
10	野村 富子	銀振	12,000	0	12,000		10%	-	12,000	0	0
195	野村 和夫	銀振	12,000	0	12,000		10%	-	12,000	0	0
7	野村 愛子	銀振	10,000	-3,000	13,000	先月誤入金の現金返金分	12%	1	0	0	0
			36,000	-1,000	37,000						

① 「消費税率」について：

初期設定される消費税率は、「業務管理」の［消費税率初期値］に設定されている消費税率です。

初期設定された税率以外を設定したい場合のみ、該当の調整額登録行の消費税率を変更してください。

② 同一会員に対して複数行を登録する場合：

左上の［会員番号］へ番号を入力して［Enter］キーを押すか、**会員検索** ボタンから行追加します。

会員番号	会員氏名	支払区分	調整前支給額	調整額	調整後支給額	調整理由	消費税率	加順	配分金	追加配分金	交通費等
7	野村 愛子	銀振	12,000	2,000	12,000		10%	-	12,000	0	0
10	野村 富子	銀振	12,000	0	12,000		10%	-	12,000	0	0
195	野村 和夫	銀振	12,000	0	12,000		10%	-	12,000	0	0
			36,000	0	36,000						

同一会員に対して複数行を登録した場合は、［追加順］の一番大きい行の［調整後支給額］が、支払の対象額となります。

会員番号	会員氏名	支払区分	調整前支給額	調整額	調整後支給額	調整理由	消費税率	加順	配分金	追加配分金	交通費等
7	野村 愛子	銀振	12,000	2,000	10,000	令和3年度の会費分として	0%	-	12,000	0	0
10	野村 富子	銀振	12,000	0	12,000		10%	-	12,000	0	0
195	野村 和夫	銀振	12,000	0	12,000		10%	-	12,000	0	0
7	野村 愛子	銀振	10,000	-3,000	13,000	先月誤入金の現金返金分	12%	1	0	0	0
			36,000	-1,000	37,000						

同一会員で登録された複数行のうち、
［追加順］が一番大きい行の［調整後支給額］が
支払の対象額となります。

- (2) 調整額登録の内容は、配分金仮計算画面を閉じた後は参照できなくなるため、
 「帳票・処理を選択してください。」のプルダウンリストより、
「調整額入力結果一覧表」または「調整額入力結果データエクセル変換」にて
 内容の出力しておきます。

<調整額入力結果一覧表>

対象年月: 令和 5年 3月分
並び順: 【会員番号】⇒【追加順】

調整額入力結果一覧表

会員番号	会員氏名	姓	氏名	性別	支払区分	調整前支給額	調整額	調整後支給額	調整理由	消費税率	追加順	部コード	地域班コード
7	野村	愛子	メコ	女	銀振	12,000	2,000	10,000	令和3年度の会費分として	0%	-		
10	野村	富子	メコ	女	銀振	12,000	0	12,000		10%	-		
195	野村	和夫	メコ	男	銀振	12,000	0	12,000		10%	-		
7	野村	愛子	メコ	女	銀振	10,000	-3,000	13,000	先月誤入金の現金返金分	0%	1		010000
総合計: 件数						2 件	0 件	2 件	(内調整額のみ	0 件)			
人数						1 人	0 人	1 人	(内調整額のみ	0 人)			
金額合計						12,000	-1,000	13,000					

「消費税率」「追加順」が追加されました。

<調整額入力結果データエクセル変換-出力条件>

- (3) **仮計算** ボタンをクリックして配分金仮計算画面に戻り、確定処理を行います。

◆ [調整額]利用時の注意！

調整額の登録は、配分金の確定を解除すると、クリアされます。
 再度仮計算を行う際に、同じ内容を登録する必要があります。

【配分金仮計算の計算条件へ立替材料費の消費税に関する設定を追加】

配分金仮計算の計算条件へ「会員の立替材料費を消費税課税対象額に：しない/する」を追加しました。

※ この機能は、適格請求書利用開始後よりご利用いただけます。

(適格請求書の利用設定については、P5「※ 適格請求書の利用設定については～」をご覧ください。)

こちらは、課税事業者登録をした会員がいない場合も影響する機能のため、内容のご確認をお願いします。

配分金仮計算の計算条件へ

「会員の立替材料費を消費税課税対象額に：しない/する」を追加し、
会員の支払立替材料費について
消費税課税対象額に「しない/する」が
選択できるようになりました。

「会員の立替材料費を消費税課税対象額に：しない/する」の設定は、
前回集計時の設定が保存され、次回集計時の
初期設定となります。

しない

「立替材料費」について、立替材料費の原則であるセンター負担の材料費等を会員が立て替え払いしたものととして扱う場合（例：レシート等を受領している場合）に選択します。

（原則的な内容のため、バージョンアップ時の初期値となります。）

＜配分金集計表（会員集計表）について＞

会員への支払いに消費税は含まれないと考えられるため、配分金集計表の

「会員集計表」の立替材料費の消費税率別集計欄（課税対象額）は空欄になります。

会員が支払った先に対してセンターが支払う費用として扱うため、インボイス対応されたレシート等の場合、仕入税額控除が可能と考えられます。

会員集計表						
	実人員	延実人員	配分金	交通費等	配分金＋交通費等	立替材料費
現金	0	0	0	0	0	0
銀行	31	35	313,000	0	313,000	300
郵便局	7	9	20,000	0	20,000	50
合計	38	44	333,000	0	333,000	350
免税事業者	37	10%	327,000	0	327,000	
		8%				
課税事業者	1	10%	6,000	0	6,000	
		8%				

「立替材料費」の消費税率別集計欄（消費税課税対象額）は空欄になります。

（→次ページへ続きます。）

しない

(→前ページからの続き)

<配分金明細書の印字について>

立替材料費は、消費税率別内訳の計上対象外になります。

また、配分金明細書内に立替材料費の金額がある場合は、立替材料費に関するコメント（消費税の対象に含まれない）が印字されます。

(配分金明細書については、P14 をご覧ください。)

する

[立替材料費] について、会員が立て替え払いしたものではないものにも利用している場合（例：レシート等を受領していないものがある場合）に選択します。

<配分金集計表（会員集計表）について>

配分金集計表の「会員集計表」の立替材料費の消費税率別集計欄（課税対象額）に集計表示されます。

消費税を会員に支払っているため、免税事業者会員への支払分は、仕入れ税額控除ができないと考えられます。

(1) 「する」に設定して **集計** ボタンをクリックすると、

立替材料費の消費税課税対象額の計算に利用する消費税率に関する下記のメッセージが表示されます。

内容確認後、 **OK** ボタンをクリックします。

A3108

立替材料費を消費税課税対象額に含める場合の消費税は

・請求作成している : 請求作成時の受注消費税率で計算します。

・請求作成していない : 対象年月の標準税率で計算します。

OK

(2) [立替材料費] の消費税率別集計欄（課税対象額）に金額が集計表示されます。

会員集計表						
	実人員	延実人員	配分金	交通費等	配分金+交通費等	立替材料費
現金	0	0	0	0	0	0
銀行	31	35	313,000	0	313,000	300
郵便局	7	9	20,000	0	20,000	50
合計	38	44	333,000	0	333,000	350
免税事業者	37	10%	327,000	0	327,000	350
		8%				
課税事業者	1	10%	6,000	0	6,000	0
		8%				0

消費税率別に
[立替材料費] の消費税課税
対象額が集計表示されます。
集計時の消費税率について
は、上記メッセージをご確認
ください。

<配分金明細書の印字について : >

立替材料費は、消費税率別内訳の計上対象になります。

(配分金明細書については、P14 をご覧ください。)

【配分金集計表へ消費税課税対象額を集計表示】

「配分金集計表」の「会員集計表」について、配分金など支払項目ごとに、
免税/課税会員別・消費税率ごとの課税対象額を集計表示するようにしました。
免税/課税会員ごとの消費税率別の仕入額の確認にご利用いただけます。

また、「請求集計表」についても、配分金などの請求項目ごとに、請求単位の消費税率ごとの
課税対象額を集計表示するようにしました。

※ この機能は、適格請求書利用開始後よりご利用いただけます。

(適格請求書の利用設定については、P5「※ 適格請求書の利用設定については～」を
ご覧ください。)

**こちらは、課税事業者登録をした会員がいない場合も影響する機能のため、
内容のご確認をお願いします。**

令和 5年 2月分

配分金集計表

令和 5年 2月 6日 17時 3分作成 1/1頁

会員集計表

	実人員	延実人員	配分金	交通費等	配分金＋ 交通費等	立替材料費	その他	正会員会費 控除	互助会費 控除	控除	旅費交通費 精算	調整額 控除	設定額 控除	支払額
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銀行	31	35	313,000	0	313,000	300	0	0	0	0	2,000	0	3,149	312,151
郵便局	7	9	20,000	0	20,000	50	0	0	0	0	0	0	0	20,050
合計	38	44	333,000	0	333,000	350	0	0	0	0	2,000	0	3,149	332,201
免税事業者	37	10%	327,000	0	327,000		0				2,000	0	3,149	
		8%									0	0		
課税事業者	1	10%	6,000	0	6,000		0				0	0	0	
		8%									0	0		

(ボランティ) (0) (0) (ボランティのみ) (0) (0) (旅費交通費) (4) (旅費交通費のみ) (0) (総合事業) (0) (0) (総合事業のみ) (0) (0)

1) 会員集計表について
をご覧ください。

請求集計表

	請求データ 未作成件数	受託件数	配分金	交通費等	センター 材料費	立替材料費	処分費	材料費等計	事務費	控除				
公共	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
公社公団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
民間企業	0	7	257,000	0	0	300	0	300	23,990	0				0
民間家庭	0	3	76,000	0	0	50	0	50	7,480	0				0
独自事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
合計	0	10	333,000	0	0	350	0	350	31,470	0				0
10%			333,000	0	0	350	0	350	31,470	0				0
8%			0	0	0	0	0	0	0	0				0
0%			0	0	0	0	0	0	0	0				0

2) 請求集計表について
をご覧ください。

1) 会員集計表について
をご覧ください。

2) 請求集計表について
をご覧ください。

1) 会員集計表について

配分金など会員への支払項目ごとに、免税/課税会員別・消費税率ごとの課税対象額を
集計表示するようにしました。

免税/課税会員ごとの消費税率別の仕入額の確認にご利用いただけます。

■ 免税事業者/課税事業者について

免税事業者	会員画面で「課税事業者登録番号」が入力されていない会員 (課税事業者登録をしていない会員)の課税対象額を集計 ⇒免税事業者からの仕入額となります。
課税事業者	会員画面で「課税事業者登録番号」を入力した会員(課税事業者 登録をした会員)の課税対象額を集計 ⇒課税事業者からの仕入額となります。

■ 各支払項目の課税対象額の集計について（適用される消費税率等）

配分金	標準税率 10%の課税対象額を計上します。
交通費等	標準税率 10%の課税対象額と計上します。
立替材料費	配分金仮計算の計算条件〔会員の立替材料費を消費税課税対象額に：しない/する〕の設定によります。 詳しくは、P10 ～11 をご覧ください。
その他	標準税率 10%の課税対象額を計上します。
正会員会費控除	課税対象額には計上されません。
互助会費控除	課税対象額には計上されません。
控除	標準税率 10%の課税対象額を計上します。
旅費交通費精算	登録時に指定された消費税率ごとに課税対象額を計上します。
調整額控除	登録時に指定された消費税率ごとに課税対象額を計上します。
設定額控除	標準税率 10%の課税対象額を計上します。

2】請求集計表について

配分金などの請求項目ごとに、請求単位の消費税率ごとの課税対象額を集計表示するようにしました。

消費税率別の課税対象額は、適格請求書の消費税率ごとに課税対象額を計上します。

【課税事業者登録会員の配分金明細書の印字対応】

インボイス交付の代替となる、課税事業者登録会員向けの配分金明細書を発行するため、課税事業者会員の配分金明細書へ、適格請求書と同等の一定事項（課税事業者登録番号、消費税に関する内容等）が印字できるようになりました。

※ この機能は、適格請求書利用開始後、配分金仮計算を確定した年月分よりご利用いただけます。

適格請求書利用開始前に確定した年月分（過去分）については、従来の様式で出力されます。

（適格請求書の利用設定については、P5「※ 適格請求書の利用設定については～」をご覧ください。）

■ 出力手順

「配分金明細書」の出力条件にて、「消費税」を「課税事業者のみ印字する」に設定し、

OK ボタンをクリックします。

出力条件「消費税」について：

印字しない	全員、従来の配分金明細書の様式で出力されます。
課税事業者のみ印字する	課税事業者登録をした会員は、適格請求書と同等の一定事項（課税事業者登録番号、消費税に関する内容等）が印字された様式で出力されます。 その他の会員については、従来の配分金明細書の様式で出力されます。 <u>（課税事業者登録をした会員の有無に関わらず、こちらの設定を推奨します。）</u>

（→次ページへ続きます。）

(→前ページからの続き)

全員印字する	課税事業者登録をした会員は、適格請求書と同等の一定事項（課税事業者登録番号、消費税に関する内容等）が印字された様式で出力され、 それ以外の会員も、消費税率別の課税対象額と内消費税額が印字された様式で出力されます。 ※ 「全員印字する」に設定した場合の注意点について： 基本的に消費税率別の課税対象額と内消費税額の印字は、課税事業者登録をした会員のみ必要な項目です。 全員に印字する場合は、事前に全会員に対して配分金等の支払金額に消費税が含まれていることや、立替材料費の課税の有無の扱いや対象額の考え方について、十分に周知していただいた上でご利用されることをお勧めします。
---------------	--

■ 課税事業者会員へ発行する配分金明細書（消費税が印字された様式）

配分金明細書				令和 5年 2月分		会員番号 41		野村 隆志		様	
				登録番号 T00000000000000				(1 / 1)		No. 1	
日数	単位金額	数 量	配 分 金	追加配分金	交通費等	控 除	立替材料費	その他	差引支払額		
1	1,000	3	3,000	野村不動産	0	0	0	0	3,000		
2	1,000	3	3,000	野村不動産	0	0	0	500	3,500		
3	令和 5年度分			正会員会費	1.0%	3,000			-3,000		
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
令和 5年 2月分の支払日は 令和 5年 9月15日です。				公益社団法人 野村市セルバ・人材センター				合計額 3,500			
※立替材料費はセンター材料費等の立替のため消費税の対象には含まれません。								10%対象: 6,000円 (消費税 545円)			
※送付後一定期間内に連絡がない場合は確認済みとします。								8%対象: 0円 (消費税 0円)			

a 登録番号 (課税事業者会員のみ印字)	会員画面で入力した「課税事業者登録番号」が印字されます。
b 明細の消費税率	標準税率 10%以外の消費税率が適用されたものは、その消費税率（0%または8%）が印字されます。

(→次ページへ続きます。)

(→前ページからの続き)

c 消費税率別の対象額 と内消費税額	〔合計額〕 欄の下に、消費税率別の対象額と内消費税額が 印字されます。 <table><tr><td>10%対象:</td><td>6,000円 (消費税</td><td>545円)</td></tr><tr><td>8%対象:</td><td>0円 (消費税</td><td>0円)</td></tr></table> 内消費税額について： 消費税率別の課税対象額から内消費税額を割り戻して算出 しています。 端数は「業務管理」の「消費税端数処理」に基づき処理して います。 立替材料費について： 配分金仮計算の計算条件にて〔会員の立替材料費を消費税 課税対象額に：しない〕で集計した場合、課税対象額から 除外（減算）されます。	10%対象:	6,000円 (消費税	545円)	8%対象:	0円 (消費税	0円)
10%対象:	6,000円 (消費税	545円)					
8%対象:	0円 (消費税	0円)					
d 立替材料費に関する コメント	配分金明細書に立替材料費の支払金額があり、 配分金仮計算の計算条件にて〔会員の立替材料費を消費税 課税対象額に：しない〕で集計した場合は、 下記のコメントが印字されます。 印字されるコメント： ※立替材料費はセンター材料費等の立替のため消費税の対象 には含まれません。						
e 課税事業者向けの コメント (課税事業者会員のみ印字)	インボイス交付の代替となる課税事業者登録会員向けの配分 金明細書は、課税仕入れの相手方（＝課税事業者登録会員） の確認を受けたものに限られるため、課税事業者登録会員に 対して下記のコメントが印字されます。 印字されるコメント： ※送付後一定期間内に連絡がない場合は確認済みとします。						

【初回ログイン時のメールアドレス登録必須解除機能の追加】

Smile to Smile の初回ログイン時のメールアドレス登録をスキップさせることができるようになりました。事前に「Smile 管理画面」で[メールアドレス登録]を[省略]に設定する必要があります。

「省略」を選択する。

メールアドレス・パスワード入力

センターからのお知らせメール受け取り用に登録するメールアドレスと、ログイン用の新しいパスワードを入力してください。

メールアドレス

メールアドレスを入力してください

確認のためもう一度同じメールアドレスを入力してください。

確認用メールアドレスを入力してください

☐ メールアドレスの登録をスキップする

チェックを入れるとメールアドレスを入力しなくても先に進むことができます。